



熊本県公報

第 1 1 7 3 7 号

平成 20 年 9 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定（訪問介護）	（高齢者支援総室） 1
○指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防訪問介護）	
.....	（ ” ） 1
○指定居宅サービス事業所の指定（通所介護）	（ ” ） 2
○指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防通所介護）	
.....	（ ” ） 2
○道路の区域変更	（道路保全課） 2
○道路の併用開始	（ ” ） 2
○熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項の一部を改正する要項	（農村整備課） 3
○浸水想定区域の公表	（河川課） 7
○熊本都市計画道路事業の事業認可	（都市計画課） 8
○熊本都市計画道路事業の事業計画変更認可	（ ” ） 8
○漁船保険義務加入の同意の承認	（団体支援総室） 8
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	（農村計画・技術管理課） 8
○土地改良区連合役員の退任及び就任	（ ” ） 9
○土地改良区清算人の退任	（ ” ） 9
○換地計画の決定	（農村整備課） 9
○山鹿都市計画高度利用地区の廃止	（都市計画課） 10
○落札者の決定	（監理課） 10
登 載 依 頼	
○菊池川菰入堰周辺における水産動植物の採捕禁止区域の設定	（熊本県内水面漁場管理委員会） 10
○菊池川白石堰周辺における水産動植物の採捕禁止区域の設定	
.....	（ ” ） 11
○菊池川水系岩野川における竿釣り以外の漁法の禁止区域の設定	
.....	（ ” ） 11
○船津ダム操作規程の一部を改正する規程	（企業局工務課） 11

告 示

熊本県告示第 7 9 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションうと本町 宇土市新小路町 2 番地	医療法人社団金森会	平成 2 0 年 8 月 2 5 日

熊本県告示第 7 9 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

ヘルパーステーションうと本町 宇土市新小路町2番地	医療法人社団金森会	平成20年8月25日
------------------------------	-----------	------------

熊本県告示第794号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスうと本町 宇土市新小路町2番地	医療法人社団金森会	平成20年8月25日

熊本県告示第795号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスうと本町 宇土市新小路町2番地	医療法人社団金森会	平成20年8月25日

熊本県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年9月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二の陳林 840番1地先から 同所 420番1地先まで	前	6.8 ～ 16.1	469.4	単道改
			後	12.0 ～ 18.8	470.0	

2 区域を変更する期日 平成20年9月9日**熊本県告示第797号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年9月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	熊本大津線	合志市豊岡字町上 2505番1地先から 同所 2506番2地先まで	36.0	緊道整 B
-------	-------	--	------	----------

2 供用を開始する期日 平成20年9月9日

熊本県告示第798号

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項の一部を改正する要項
熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要項（昭和50年熊本県告示第437号）の一部を次のように改正する。
第2の表を次のように改める。

種類	数量の 単位	構造別区分	耐用 年数	摘要
貯水池	箇所	土堰堤 コンクリート堰堤	40 50	余水吐、通水装置等 一切を包括する。
えん堤 （頭首工）	箇所	コンクリート 石積	50 50	井堰、制水門、土砂 吐、樋門、魚道等一 切を包括する。
樋門 （門扉）	箇所	鋼製 木製 合成樹脂製	15 10 8	
樋門 （樋体）	箇所	鉄筋コンクリート 石造り	30 30	
水路	用排水路 （管水路 含む）	練石積 （コンクリートブロック含）	30	開渠、集水渠、掛樋、 分水工、落差工等一 切を包括する。
		空石積 （コンクリートブロック含）	20	
		土水路	15	
		鉄筋コンクリート	30	
		既製品 （鉄筋コンクリート）	30	
		既製品（鉄骨製）	30	
		既製品（鋼鉄製）	15	
		既製品（合成樹脂製）	10	
	隧道	コンクリート巻立	30	
	水路橋	鉄筋コンクリート	30	
		鋼鉄製	15	
	暗渠 （サイ フォン 含む）	鉄筋コンクリート	30	
		石造り	30	
建物	棟	鉄筋コンクリート	38	
		鉄骨造り（厚4mm超）	31	
		鉄骨造り （厚3mm超4mm以下）	24	
		鉄骨造り （厚3mm以下）	17	
		木造	15	
		木骨モルタル造り	14	
		簡易建物	10	

揚排水機場 （処理施設 含む）		箇所	鉄筋コンクリート	3 0	
ポンプ		基	揚・排水用ポンプ	8	
内燃機関		基	内燃機関	8	
電動機		基	電動機	1 0	
電気設備		基	受電設備・配電設備	1 5	
汚水処理施設		基	汚水処理設備	7	
堆肥化施設		基	堆肥化設備	8	
看板		基	看板	3	
農業用井戸		箇所	コンクリート 金属造り 合成樹脂	2 0 1 5 8	
農 道	路面	メートル	アスファルト舗装	1 0	
			コンクリート舗装	1 5	
			敷砂利	8	
			合成樹脂類舗装	1 0	
	橋梁	箇所	鉄筋コンクリート（P C 橋含）	6 0	
			鋼製桁橋	4 5	
			鉄筋コンクリート床版橋	3 0	
			木造橋	1 5	
	隧道	メートル	鉄筋コンクリート巻立	7 5	
法面保護工		平方メートル	鉄筋コンクリート 練石積 （コンクリートブロック含） 空石積 （コンクリートブロック含） アンカー工（補強土壁含） 法枠工 モルタル、コンクリート吹付	3 0 3 0 2 0 2 0 2 0 2 0	
公園施設		基	トイレ 給排水施設 遊具 芝工	1 5 1 5 5 7	
防護柵		メートル	ガードレール、フェンス類	1 0	

第 3 中「「県土」」を「「熊本県」等」に改める。

別記第 1 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に、「よつて」を「よって」に、「1 収益」を「2 収益」に改め、同様式備考中「不用」を「不要」に、「まつ消すること」を「抹消してください」に改める。

別記第 2 号様式中「しゅん工年月日」を「しゅん工年月日」に改め、「「事業の種類」欄には、かんがい排水事業開発建設事業には干拓追当事業の別を記載すること。」を削り、
「地区」

区分	工作物（立木）	種類		所在地				しゅん工 年月日	
年月	摘要	構造及び		増	減	現在	増減変更の		備考

日		規模	数量	価額	数量	価額	数量	価額	理由	
				円		円		円		

を

「

地区

区分	工作物（立木）	種類		所在地					しゅん工 年月日	
年月日	概要	構造及び規模	増		減		現在		増減変更の理由	備考
			数量	価額	数量	価額	数量	価額		
				円		円		円		

に、「M 2」を「m 2」に改める。

別記第 3 号様式中「しゅん工年月日」を「しゅん工年月日」に、

「

地区

区分 年月日	建物 摘要	種類 構造及び 規模	所在地		しゅん工年月日						増減変更の 事由	
			増		減		現在					
			数量		価額	数量		価額	数量			価額
			建坪	延坪		建坪	延坪		建坪	延坪		
			m2	m2	円	m2	m2	円	m2	m2	円	

地区

区分	工作物	種類		所在地		しゅん工年月日				
年月日	摘要	構造及び規模	増		減		現在		増減変更の事由	備考
			数量	価額	数量	価額	数量	価額		
				円		円		円		

を

「

地区

区分 年月日	建物 概要	種類 構造及び規模	所在地					しゅん工年 月日				増減変 更の事 由
			増		減		現在					
			数量	価額	数量	価額	数量	価額				
			建坪	延坪		建坪	延坪		建坪	延坪		
			m2	m2	円	m2	m2	円	m2	m2	円	

地区

区分	工作物	種類		所在地		しゅん工年月日				
年月日	概要	構造及び規模	増		減		現在		増減変更の事由	備考
			数量	価額	数量	価額	数量	価額		
				円		円		円		

に改める。

別記第 4 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」を削り、「受託面積」を「受託団体」に、「よつて」を「よって」に、「いたしたい」を「したい」に改め、同様式備考中「不用」を「不要」に、「まつ消すること」を「抹消してください」に改める。

別記第 5 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に改め、同様式備考中「記載すること」を「記載してください」に、「1 この様式」を「2 この様式」に、「不用」を「不要」に、「まつ消すること」を「抹消してください」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式

受託財産の改築（追加工事）事後報告書

第 年 月 日

熊本県知事

様

住所
受託団体
代表者職氏名 印

年 月 日管理委託をうけた、県営 事業によって造成された土地改良財産につき、下記のとおり応急措置のため改築（追加工事）を行ないましたので、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則第 6 条第 3 項の規定により、事後報告します。

記

- 1 事前に承認を受け得なかった理由
- 2 事業内容

工種	事業量		摘要
	数量	金額	
工期	年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 改築（追加工事）をした理由
- 4 本来の目的等に及ぼす影響

（備考）

この様式中、不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 7 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に、「よつて」を「よって」に、「1 収益」を「5 収益」に改め、同様式備考中「文字は使途」を「文字は、使途」に、「まつ消すること」を「抹消してください」に改める。

別記第 8 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に、「よつて」を「よって」に改め、同様式備考中「不用」を「不要」に、「文字は使途」を「文字は、使途」に、「まつ消する」を「抹消してください」に改める。

別記第 9 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に、「よつて」を「よって」に、「しゅんせつ」を「しゅんせつ」に改める。

別記第 10 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に、「返還いたします」を「返還する」に改める。

別記第 11 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に改め、同様式備考中「記載すること」を「記載してください」に、「不用」を「不要」に、「文字は使途」を「文字は、使途」に、「まつ消すること」を「抹消してください」に改める。

別記第 12 号様式を次のように改める。

別記第 12 号様式

受託財産の管理状況報告書

第 年 月 号 日

熊本県知事様

住所
受託団体
代表者職氏名

年 月 日管理委託を受けた土地改良財産の年度の管理状況を
下記のとおり、熊本県土地改良財産の管理及び処分に 関する規則第 1 0 条第 1 項
の規定により報告します。

記

1 土地改良財産の所在、種類及び数量

所在	種類	数量	摘要

2 他目的（用途）に使用した状況

使用者	他目的（用途）に使用した土地改良財産		収益 金銭以外のものは金銭に換 算した額	収益の帰属	摘要
	種別	数量			
			円		

3 減失（き損）の状況

種別	減失（き損）の程度		復旧状況		保全並びに復旧の ためとった応急措 置	摘要
	数量	金額	数量	金額		
		円		円		
計						
原因						

4 改築（追加工事の状況）

種別	改築（追加工事）の程度		摘要
	数量	金額	
		円	

5 管理の内容

6 管理のため要した経費

種別	金額	摘要
計		

7 その他必要な事項

（備考）
この様式中、不要の文字は、使途に従い抹消してください。
別記第 1 3 号様式中「番」を「第」に、「殿」を「様」に改め、同様式備考中「記載すること」を「記載してください」に改める。
別記第 1 5 号様式中「号」を「第 号」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。

熊本県告示第 7 9 9 号
次の河川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 4 条第 3 項の規定により、公表する。
その関係図面は、熊本県土木部河川課及び当該河川を管理する関係地域振興局又は熊本土木事務所に備え置き、閲覧に供する。
平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

河川名

1 一級河川緑川水系

木山川

2 一級河川緑川水系

矢形川

3 一級河川緑川水系

御船川

熊本県告示第 8 0 0 号（都市計画課）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・6 7 号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成 2 0 年 9 月 9 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市花園五丁目地内
使用の部分 熊本市花園五丁目地内

熊本県告示第 8 0 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 1 9 年熊本県告示第 2 1 号熊本都市計画道路事業 3・4・6 7 号花園池亀線及び 3・3・1 4 号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成 1 9 年 1 月 1 2 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 平成 1 9 年熊本県告示第 2 1 号の事業地のうち熊本市花園五丁目における事業地を変更する。
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 8 0 2 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 2 7 年農林省令第 1 8 号。以下「省令」という。）第 2 6 条の 2 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項に規定する同意があったものと認めるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 1 6 年 9 月 1 0 日熊本県告示第 9 2 4 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 0 年 9 月 9 日限りで消滅するので、同条第 2 項及び省令第 2 6 条の 3 の規定により公示する。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

川口加入区

公 告**熊本県公告第 6 4 2 号**

熊本市に事務所を置く白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高本 泰	熊本市河内町白浜 9 0 7 番地
理事	木下 正末	熊本市河内町白浜 9 4 5 番地
理事	藤森 義人	熊本市河内町白浜 1 6 番地
理事	田中 秀則	熊本市河内町白浜 2 0 2 5 番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜 8 2 2 番地
理事	中川 正義	熊本市河内町白浜 9 3 6 番地
監事	東 涉	熊本市河内町白浜 1 8 6 3 番地 1
監事	横田 成人	熊本市河内町白浜 8 7 8 番地 2

就任			
理事	木下 正末	熊本市河内町白浜	9 4 5 番地
理事	中川 正義	熊本市河内町白浜	9 3 6 番地
理事	坂口 照光	熊本市河内町白浜	2 4 3 番地 1
理事	中川 正則	熊本市河内町白浜	9 9 4 番地
理事	田中 秀則	熊本市河内町白浜	2 0 2 5 番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜	8 2 2 番地
監事	藤森 義人	熊本市河内町白浜	1 6 番地
監事	高本 泰	熊本市河内町白浜	9 0 7 番地

熊本県公告第 6 4 3 号

熊本市に事務所を置く小白土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 4 条において準用する同法第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	上野 勝弘	玉名市天水町小天 8 2 8 9 番地
理事	藤森 義人	熊本市河内町白浜 1 6 番地
理事	大保 源一	玉名市天水町小天 6 2 0 7 番地
理事	大保 博之	玉名市天水町小天 8 0 9 4 番地
理事	坂西 峰行	玉名市天水町小天 6 1 4 番地 1
理事	田中 秀則	熊本市河内町白浜 2 0 2 5 番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜 8 2 2 番地
理事	中川 正義	熊本市河内町白浜 9 3 6 番地
監事	高本 泰	熊本市河内町白浜 9 0 7 番地
監事	木下 正末	熊本市河内町白浜 9 4 5 番地
監事	岩永 幹生	玉名市天水町小天 9 7 7 番地
監事	上村 忠孝	玉名市天水町小天 7 0 3 番地
就任		
理事	田中 秀則	熊本市河内町白浜 2 0 2 5 番地
理事	中村 亘	玉名市天水町小天 2 3 2 番地
理事	上野 正博	熊本市河内町白浜 8 2 2 番地
理事	坂口 照光	熊本市河内町白浜 2 4 3 番地 1
理事	中川 正則	熊本市河内町白浜 9 9 4 番地
理事	村上 遼生	玉名市天水町小天 2 0 3 番地
理事	山本 泉	玉名市天水町小天 6 6 6 0 番地
理事	上野 敏弘	玉名市天水町小天 9 3 0 6 番地
監事	工藤 信也	玉名市天水町小天 8 9 7 番地
監事	藤野 正治	玉名市天水町小天 6 5 4 0 番地
監事	木下 正末	熊本市河内町白浜 9 4 5 番地
監事	中川 正義	熊本市河内町白浜 9 3 6 番地

熊本県公告第 6 4 4 号

清算が終了した赤仁田土地改良区の清算人が次のとおり退任する旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 6 8 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 0 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
工藤 一雄	阿蘇市波野大字赤仁田 8 0 2 番地
天艸 晴夫	阿蘇市波野大字赤仁田 1 0 2 2 番地 2
後藤 直久	阿蘇市波野大字赤仁田 7 2 3 番地
市原 惣土	阿蘇市波野大字赤仁田 4 5 5 番地
古澤 景吾	阿蘇市波野大字赤仁田 2 4 5 番地
楢木 野和幸	阿蘇市波野大字波野 3 6 8 5 番地

熊本県公告第 6 4 5 号

熊本市長幸山政史から認可の申請があった木部無田地区の換地計画については、平成 2

0年9月1日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。
関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成20年9月10日から
平成20年10月9日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画高度利用地区（山鹿市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第647号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工事番号 平成20年度債務 住市総第2024-B-101号
- 2 工事名 春日池上線住宅市街地総合整備促進（万日山トンネル）工事
- 3 工事場所 熊本市春日5丁目～池上町地内
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 5 落札者を決定した日 平成20年8月20日
- 6 落札者の名称、所在地及び構成員の名称
鹿島・山本・大政・諫山建設工事共同企業体
代表者 鹿島建設株式会社九州支店 執行役員支店長 日下部茂人
福岡市博多区博多駅前三丁目12番10号
鹿島建設株式会社九州支店、山本建設株式会社、大政建設株式会社、諫山工業株式会社
- 7 落札金額 2,775,360,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 132,160,000円）
- 8 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 9 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成20年6月18日

登 載 依 頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第182号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成20年9月9日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

- 1 採捕禁止区域
右岸菊池市七城町清水、左岸菊池市木柑子清水橋上流端から下流の菰入堰上流端までの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域を除く。

2 指示の有効期間
平成 2 0 年 9 月 1 7 日から平成 2 2 年 9 月 1 6 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 1 8 3 号
水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項及び同法第 1 3 0 条第 4 項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 3 6 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。
平成 2 0 年 9 月 9 日
熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

- 1 採捕禁止区域
右岸玉名市月田、左岸玉名郡和水町白石堰上流端から上流へ 1 2 0 メートル、同堰上流端から下流へ 2 0 0 メートルまでの区域
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 3 1 条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間
平成 2 0 年 9 月 1 7 日から平成 2 2 年 9 月 1 6 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 1 8 4 号
水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項及び同法 1 3 0 条第 4 項の規定に基づき、菊池川水系の岩野川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動植物の採捕を禁止する。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 3 6 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。
平成 2 0 年 9 月 9 日
熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

- 1 竿釣り以外の漁法の禁止区域
(1) 山鹿市鹿北町椎持地内麻生橋上流端から下流へ 8 0 0 メートルまでの区域。
(2) 山鹿市鹿北町椎持地内板曲橋上流端から上流へ 5 0 メートル、同橋上流端から下流へ 2 5 0 メートルまでの区域。
- 2 指示の有効期間
平成 2 0 年 9 月 1 7 日から平成 2 2 年 9 月 1 6 日まで

熊本県公営企業管理規程第 7 号
船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 0 年 9 月 9 日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫
船津ダム操作規程の一部を改正する規程
船津ダム操作規程（昭和 4 5 年熊本県公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 3 号中「 $20\text{ m}^3/\text{s}$ 」を「 $\text{緑川第二発電所 } 20.0\text{ m}^3/\text{s}$ に改める。
 $\text{緑川第三発電所 } 3.4\text{ m}^3/\text{s}$ 」
別表第 1 を次のように改める。
別表第 1（第 1 4 条、第 1 9 条及び第 2 0 条第 4 号関係）

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名 称	担当機関の名称		
1	熊本県知事	土木部河川課	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
		宇城地域振興局 土木部維持管理課	加入電話 F A X	
		上益城地域振興局 土木部維持管理課	加入電話 F A X	
	美里町長	下益城郡美里町役場	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
	熊本県宇城警察署長	宇城警察署警備課	加入電話 F A X	

2	熊本県企業局長	企業局工務課	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
	熊本県企業局発電総合管理所長	企業局発電総合管理所	防災行政無線電話 加入電話 F A X	
	国土交通省 九州地方整備局長	熊本河川国道事務所 河川管理課	国土交通省専用電 話 加入電話 F A X	
	九州電力株式会社熊本支店長	熊本支店技術部熊本地区 土木グループ ダム総合管理室	加入電話 専用電話 F A X	

附 則
この規程は、平成 2 0 年 9 月 9 日から施行する。